

《参考》令和6年度 郡山市職員採用候補者選考試験【行政実務経験者採用枠】に関するQ & A

【受験資格に関すること】

Q 1. 正規職員の定義は？

A 1. 任期の定めのないフルタイム勤務の職員のことを指します。

※再任用職員、任期付職員、フルタイム会計年度任用職員、臨時的任用職員は正規職員の対象外です。

Q 2. 受験資格を満たすためにはどのような団体でどれくらいの期間の職務経験が必要ですか？

A 2. 国家公務員、都道府県、政令指定都市、中核市、東京都特別区において、連続した5年以上の職務経験があれば受験可能です。

※特例市や財団、広域消防の事務、都道府県警察本部、教員、刑務官、税務職員等は受験資格を満たしません。

Q 3. 郡山市で募集している職種と職務経験のある職種の名称が完全に一致しないと受験できませんか？

A 3. ご提出いただいた職務経歴書にて従事した職務の内容に基づき受験資格を満たすか判断させていただきます。職務内容が申し込みした職種の受験資格を満たさない場合は、申し込みを受け付けすることができない場合があります。

Q 4. 職務経験には、産休や育児休業の期間を含めることができますか。

A 4. 通算できる職務経験期間中に取得した産休又は育児休業の期間は含めることができます。

※休職、配偶者同行休業、自己啓発休業を取得した期間は職務経験期間に含めることはできません。

Q 5. 職務転換している場合の取り扱いはどうなりますか？

A 5. 受験職種の職として従事した期間のみ認めます。

(例) 電気職3年 + 土木職4年 ⇒ 土木職受験資格×

電気職3年 + 土木職5年 ⇒ 土木職受験資格○

一般行政職3年 + 土木職4年 ⇒ 一般行政職・土木職共受験資格×

Q 6. 雇用されていた団体から派遣や出向していた期間は職務経験に含めることができますか？

A 6. 当該団体にて勤務していたものとして取り扱います。

Q 7. 自治体間を転職した場合でも受験可能ですか。

A 7. 受験資格を満たす団体（国家公務員、都道府県、政令指定都市、中核市、東京都特別区）に所属した期間を通算し、連続した5年以上の職務経験があれば受験可能です。

（例）都道府県土木職2年 + 中核市土木職3年 ⇒ 受験資格○

都道府県土木職2年 + 中核市一般行政職3年 ⇒ 受験資格×

特例市保健師2年 + 都道府県保健師4年 ⇒ 受験資格×

都道府県土木職2年 + 無職1年 + 中核市土木職3年 ⇒ 受験資格×

Q 8. 以前、公務員で5年以上の連続した職務経験があり、現在は民間企業で働いていますが受験することは可能ですか。

A 8. 現在、民間企業で勤務されている方でも過去に国家公務員、都道府県、政令指定都市、中核市、東京都特別区において、連続した5年以上の職務経験があれば受験可能です。

Q 9. 受験資格はどの時点で満たしている必要がありますか。

A 9. エントリーシート及び職務経歴書を提出した時点となります。

※書類の提出がなされた後、直ちに書類審査を実施するため。

Q 10. 中核市に10年勤務していますが、受験した際の一次試験（筆記試験）が高校卒業程度の内容でしたが受験することは可能ですか。

A 10. 受験資格を満たさないので受験することはできません。

※今回募集している一般行政及び土木は、通常、一次試験において大学卒業程度の内容の筆記試験を受験することになりますので、国家公務員、都道府県、政令指定都市、中核市、東京都特別区において、同程度の内容の筆記試験に合格していることを受験要件としております。

【その他】

Q 1. 採用された場合の初任給がいくらになるか教えてください。

A 1. 初任給額は採用確定後に任命権者において個別に算定されますので、具体的な事例ごとの照会にはお答えできません。

※初任給の一例は受験案内P 8にあるので、参考にしてください。

Q 2. 退職手当は通算することができますか。

A 2. 現在の勤務先によって取扱いは異なりますが、採用日前日まで勤務している場合は、通算することがあります。